「業務改善助成金の特例コース」のお知らせ

「業務改善助成金の特例コース」が新設されました

令和4年1月13日(木)に厚生労働省から発表されています。

中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)の引き上げを図るため、「業務改善助成金」制度が設けられています。

このたび、新型コロナウイルス感染症の影響により、特に業況が厳しい中小企業・小規模事業者を対象として、特例的に助成対象となる経費の範囲を拡大し、生産性向上に資する設備投資などのほかこの取組に関連する経費(関連する経費)も含め、これらに要した費用の一部を助成する「業務改善助成金の特例コース」が新たに設けられましたのでご案内します。

この特例コースは、

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響により売上高等が 30%以上減少している中小企業・小規模事業者の皆様が、
- ② 令和3年7月16日から同年12月31日までの間に事業場内最低賃金を30円以上引き上げ、
 - (引き上げ前の事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が 30 円以内の事業場に限ります。)
- ③ これから生産性を向上するための設備投資などを行う場合に、その設備投資などや関連する経費に要した費用の一部を助成するものです。

業務改善助成金特例コースの受付は令和4年1月13日からです。

- ※ 令和3年度の申請締切は、令和4年3月31日です。
- ※ 本助成金は予算の範囲内で交付されるため、申請期間内であっても募集が 終了される場合があります。
- 【業務改善助成金(特例コース)制度の詳細は <u>こちら</u> をご覧ください。】 (厚生労働省のHPへ遷移します。)
- 【リーフレット「業務改善助成金特例コースのご案内」は <u>こちら</u> をご覧ください。】 (厚生労働省のHPへ遷移します。)